

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和5年6月29日
【会社名】	株式会社ナガホリ
【英訳名】	NAGAHORI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長堀 慶太
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役管理本部長 吾郷 雅文
【本店の所在の場所】	東京都台東区上野一丁目15番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長堀慶太及び常務取締役管理本部長吾郷雅文は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有している。その責任の遂行に当たり、当社は、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することによって、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告に係る虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度末日である令和5年3月31日を基準日として、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を行いました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社の内部統制の評価を行った上で、その評価結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について、整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の基本的要素が有効に機能しているかを評価いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度における連結売上高の概ね2/3に達する事業拠点を重要な「事業拠点」として選定し、選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産、仕入高及び買掛金に係る業務プロセスを評価対象といたしました。また、重要な事業拠点にかかわらず、重要な虚偽記載発生の可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、令和5年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると判断します。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。